

**令和 7 年度 属性証明の課題整理に関する有識者会議  
報告書**

**令和 8 年 4 月**

# 目次

1. 会議の背景・目的等 .....	3
1.1. 背景 .....	3
1) 現状の課題 .....	3
2) 会議開催にあたる過去の検討経緯 .....	4
1.2. 会議の目的・議論内容等 .....	4
1) 会議の設置目的 .....	4
2) 会議体の構成・委員一覧 .....	5
3) 会議の議論スコープとなるユースケース .....	5
4) 今年度会議における論点の変遷 .....	5
2. VC・DIW の利活用の促進に向けた議論結果 .....	6
2.1. 官→民での利活用実現に向けた取組事項 .....	6
1) VC・DIW の利活用に向けた取組事項 .....	6
2) 「取組事項」に関して議論で得られた主な示唆 .....	9
3) ユースケースの実現に向けた技術的検討事項 .....	10
2.2. 民→官での利活用実現に向けた取組事項 .....	11
1) VC の利活用に向けた取組事項 .....	11
2) 「取組事項」に関して議論で得られた主な示唆 .....	13
3) ユースケースの実現に向けた技術的検討事項 .....	14
2.3. 官→民、民→官に限らない共通的な取組事項 .....	15
1) VC・DIW の利活用におけるリスクへの対策に関する取組事項 .....	15
2) ユースケースの実現に向けた検討事項の明確化に関する取組事項 .....	17
3) 普及・利活用に向けたその他の取組事項 .....	17
3. 次年度に向けての期待 .....	19
4. (参考) 議論の前提とした情報 .....	20
4.1. 議論の参考に提示されたユースケース仮説 .....	20
4.2. 議論の前提として提示された VC・DIW の利活用におけるリスク .....	22
別紙一覧 .....	22

# 1. 会議の背景・目的等

## 1.1. 背景

### 1) 現状の課題

デジタル社会の実現において、個人や企業といった主体の属性の集合を表現する「デジタル・アイデンティティ」の活用は、データの利活用や手続のデジタル完結等のために不可欠である。このためには、データが自動処理しやすい機械可読性を備えること、データの非改ざん性や発行主体等を検証できること、発行プロセスも含めてデータそのものを信頼できること、そしてプライバシーの観点で最小限のデータのやり取りで手続が完結できることが重要である。

これらを満たす比較的新しい技術である Verifiable Credential（以下「VC」という。）及び Digital Identity Wallet（以下「DIW」という。）の活用が有用な場面があると考えられる。VC と DIW はそれぞれ表 1.2-1 に示す特長を備えており、互換性や相互運用性確保のためのプロトコル等の標準化が国際的に進められている。

表 1.2-1 当会議における VC・DIW の定義と期待されるメリット

技術の名称	当会議における定義	期待される主なメリット
VC	デジタル署名による真正性確保・改ざん防止等の機能を有する、「個人、法人、モノ等」の属性情報に関する汎用的で機械可読なデータ形式・データ流通の形態。	<ul style="list-style-type: none"><li>デジタル署名等の技術による真正性及び非改ざん性の担保</li><li>署名等の技術に基づくデータの信憑性に対する責任関係の明確化</li><li>機械可読な構造化データによる事務処理の自動化</li></ul>
DIW	個人・法人等が、自身の証明書 VC 等をスマートフォン等に保有・管理し、第三者に提示するための仕組み及びアプリケーション	<ul style="list-style-type: none"><li>証明書の提示にあたる、VC と提示者の紐づけ</li><li>VC の発行先（Wallet の所有者）の確認</li><li>選択的開示によるプライバシー向上、個人情報保護のためのデータ最小化の原則への寄与</li></ul>

現在の官民の行政手続では、マイナンバーカードの公的個人認証やカード代替電磁的記録<sup>1</sup>などによって、身元証明書のデジタル化が実現した。他方、行政と民間の間で申請や契約等で広くやり取りされている資格証明書や属性証明書<sup>2</sup>（以降、単に「証明書」という。）については、様々な制約から依然として紙や PDF によるやり取りが残存している。このため、行政における VC・DIW を用いた証明書の電

<sup>1</sup> 氏名・住所・生年月日等のマイナンバーカードに記録された情報と、その情報が真正であり、かつ送信者本人のものであることを送信した相手に証明するための情報とで一体的に構成されたデータのこと。これにより、マイナンバーカードに記録された情報をスマートフォンに搭載し、スマートフォンを利用して本人確認を行うことが可能となる。

<sup>2</sup> 資格証明書として「運転免許証」「資格者証」などが、属性証明書として「住民票の写し」「就労証明書」などが例に挙げられる。

子化及び高度化の実現とそれに伴う行政手続の合理化や利便性の向上が期待される。

しかし、VC・DIWはまだ黎明期の技術であるため、利活用の促進に向けては、表 1.2-2 に示すような課題を解決する必要がある。

表 1.2-2 VC・DIW の利活用促進に向け解決すべき課題

課題の分類	課題の具体例
技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政での VC・DIW 活用に関する仕様検討や実装に際して、技術的な課題・実現性・制約事項などの整理が必要</li> <li>個別ユースケースの実現にあたる技術課題に対する解決策の整理が必要</li> </ul>
環境・インフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政での VC・DIW 利活用に必要な利用環境やそれを維持するためのエコシステム<sup>3</sup>が必要</li> </ul>
法令・制度・ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的証明書や民間証明書を VC 形式で発行・活用するための法令・制度上の支障がないか確認が必要</li> <li>VC に係る組織の責任関係の整理が必要</li> <li>リスク対策及び対策を促す手法の整理が必要</li> </ul>

## 2) 会議開催にあたる過去の検討経緯

1) の課題に関する検討は過年度から行っており、令和 6 年度は 2 つの会議体を開催した。それぞれ表 1.2-3 に示す議論を通じて、VC・DIW のメリットやユースケースの方向性等に関する一定の示唆を得た。また、VC の利用にあたりリスクや利用プロセス上の留意点についても明確になった。これらの検討結果を受け、VC・DIW の利活用に向けた更なる検討を行う場として「属性証明の課題整理に関する有識者会議（以下「当会議」という。）」を開催した。

表 1.2-3 前提とする過去検討（令和 6 年度に開催した会議体における主な議題）

会議名	主な議題
令和 6 年度 DIW アドバイザリーボード	<ul style="list-style-type: none"> <li>DIW の利活用にあたる目的やメリット</li> <li>想定されるリスクと必要なガバナンス</li> <li>将来展望及びアクション</li> </ul>
Verifiable Credential (VC/VDC <sup>4</sup> ) の活用におけるガバナンスに関する有識者会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の法令・制度との関連性を踏まえた、「本人確認」用途における VC 利用時の留意点</li> <li>留意点を踏まえた VC 利用時の対応策と、推奨する初期ユースケースの方向性</li> </ul>

## 1.2. 会議の目的・議論内容等

### 1) 会議の設置目的

<sup>3</sup> VC・DIW の社会での活用・普及に必要なステークホルダー、システム、組織、ガバナンス、インセンティブ設計、ビジネスモデル設計等の全ての構成要素、及びこれらが相互に連携し価値を創出する持続的な仕組みの総称を指す言葉として用いる。

<sup>4</sup> Verifiable Digital Credential の略称。当会議においては Verifiable Credential と区別せずに「VC」と呼称している。

「令和7年度 属性証明の課題整理に関する有識者会議 設置要綱」においては、以下のとおり位置づけている。

「行政手続等のデジタル完結や自動化等に必要、デジタルにおける「身元、資格、属性等」の証明（総称して「属性証明」という。）の実現に向けて、関連する新しい技術・仕組みであるVC・DIWの活用において、想定されるリスク、各リスクに対する適切な技術面・運用面の対策、その対策の実施を促す手法等を議論する。」

## 2) 会議体の構成・委員一覧

前述の目的を達成するため、「属性証明の課題整理に関する有識者会議」（以降「本体会議」という。）と、特に技術面について議論する「属性証明の課題整理に関する有識者会議 技術ワーキンググループ」（以降「技術WG」という。）の2つの会議体を設置した。

なお、各会議の構成員については、別紙1「本体会議委員一覧」及び別紙2「技術ワーキンググループ委員一覧」を参照のこと。

## 3) 会議の議論スコープとなるユースケース

当会議では、表 1.2-4 に示す通り、IHV モデル<sup>5</sup>による国内での情報連携を主体の組み合わせで分類した。その中で想定される情報連携主体の組み合わせのうち、「行政機関が VC を発行し、利用者を介して民間事業者が受け取る場合（官→民）」及び「民間事業者が VC を発行し、利用者を介して行政機関が受け取る場合（民→官）」（表 1.2-4 の色付きセル）に焦点を当てて議論を行った。

表 1.2-4 想定される情報連携主体の組み合わせ

	行政ユースケース		民間ユースケース
個人の利用者向け	官発行 → 個人 → 民検証	民発行 → 個人 → 官検証	民発行 → 個人 → 民検証
法人等の利用者向け	官発行 → 法人等 → 民検証	民発行 → 法人等 → 官検証	民発行 → 法人等 → 民検証

※色付きセルが、当会議で議論の対象とする組み合わせ

なお、今年度の当会議は最も基本的なユースケースを念頭に置いたため、上記の個人向けの行政ユースケースのうち、以下のユースケースは原則議論の対象外とした。

- ・ 利用者を介さず、IHV モデル以外の情報連携方式で連携を行うユースケース
- ・ 証明書の被証明者以外（代理人等）が VC を受け取る又は提示するユースケース
- ・ 海外在住者や海外企業や海外の行政機関がステークホルダーに含まれるユースケース

## 4) 今年度会議における論点の変遷

本体会議第1回及び技術ワーキンググループ第1回においては、今年度の設置要綱に基づきリスクとその対策に係る議論を実施した。その中で、「議論の深化を図る観点では、議論の前提となる題材ユースケースの精緻化、並びに考慮すべきアーキテクチャやエコシステム等の観点の検討が先行して必要である」との示唆を得た。

<sup>5</sup> 発行者（Issuer）が発行した VC 等のデータを利用者（Holder）が保持し、検証者（Verifier）に対して提示を行うデータ連携の形態のこと。

このため、今年度の議論においては、当初想定していたリスクとその対策に係る論点に対する結論を急がず、「題材ユースケースの仕様検討や実装において阻害要因となる技術的・運用的課題、その解決を図るために整理すべき検討事項」及び「VC・DIWの利活用に必要な利用環境及びその維持に資するエコシステムの在り方とその実現に向けた具体的な取組事項」についての議論を行った。

なお、論点の変遷と各回における議論の内容は図 1.2-1 に示すとおりである。

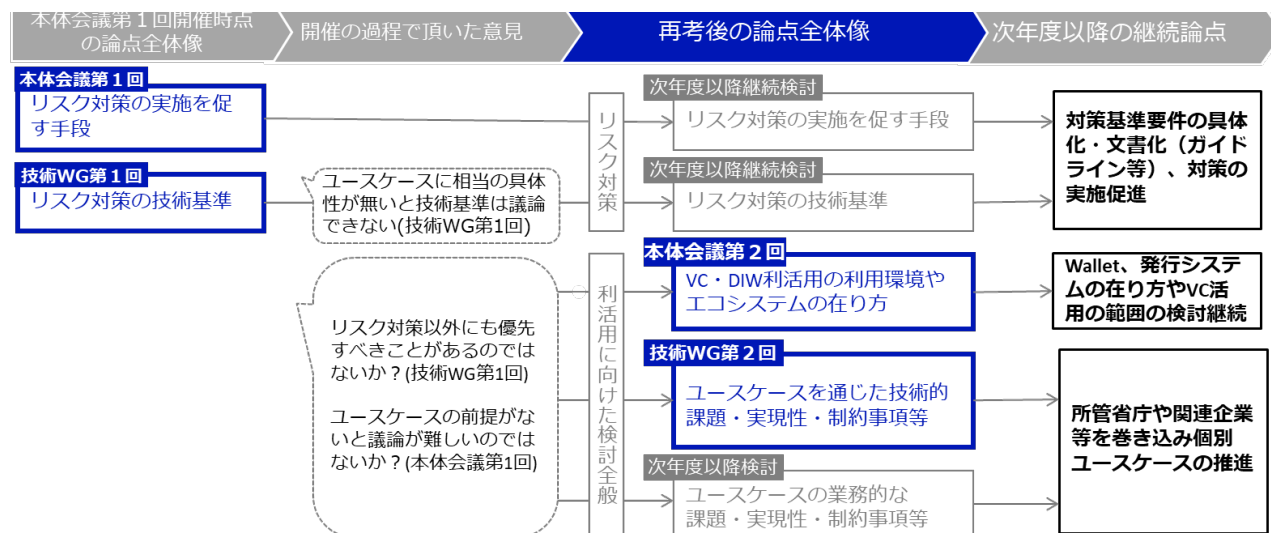


図 1.2-1 今年度会議における論点の変遷  
出典) 第2回本体会議 事務局説明資料

## 2. VC・DIWの利活用の促進に向けた議論結果

本章では1章で示した課題を踏まえ、行政ユースケースにおける利活用促進に向けた取組事項や検討事項等に関する議論の結果を示す。大きく分けて、「官→民のユースケース」(2.1節)及び「民→官のユースケース」(2.2節)それぞれに固有の取組事項・検討事項と、どちらのユースケースにも共通する取組事項・検討事項(2.3節)が得られた。

### 2.1. 官→民での利活用実現に向けた取組事項

本節では、「行政機関がVCを発行し、個人の利用者を介し、民間事業者が受け取るユースケース」における、デジタル庁が今後取り組むべき事項に関する議論結果を示す。議論においては、委員の認識を合わせて具体的な検討を行うため、議論の題材として架空のユースケースである「住民票の写しVC」が事務局から提示された。具体的には、自治体から発行された住民票の写しVCを、利用者が民間事業者に対して提示することで世帯情報等を証明することを想定した。(参照：4.1節)

#### 1) VC・DIWの利活用に向けた取組事項

行政機関が公的証明書として発行するVCは、検証者である民間事業者や利用者の利便性を大きく高める可能性がある。一方、その利用用途や法令・制度において高い信頼を要求・期待される可能性が高く、一定の信頼性を担保する必要がある。また、活用事例の創出によってエコシステムの形成を促す必要がある。

「VC・DIWの信頼性と互換性の確保」や、「発行業務や確認業務の効率化」等の目指す姿を設定し、デジタル庁及び関係ステークホルダーでの短期的及び中長期的な取組事項について、VCの発行・保

有・検証それぞれの観点から図 2.1-1 に示す事務局案を設定した。

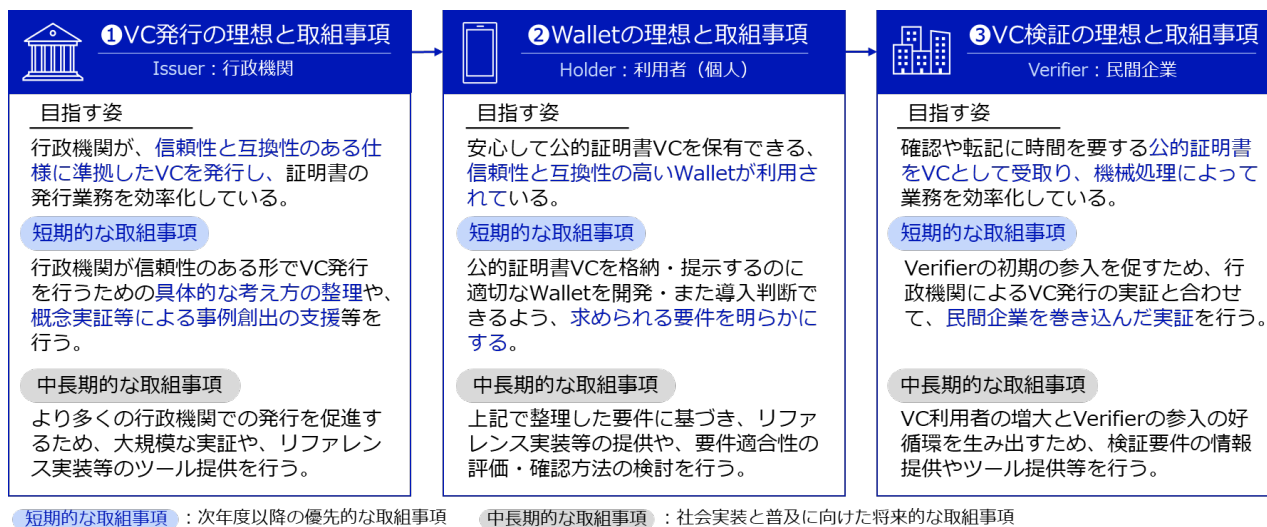


図 2.1-1 官→民における VC 利活用の促進に向けた理想とその実現に向けた取組事項（概要）

出典）第 2 回本体会議 事務局説明資料

このうち短期的な取組事項の具体的な内容について表 2.1-1 のように設定した。

表 2.1-1. 官→民での利活用実現に向けた短期的な取組事項（案）

No.	短期的な取組事項	概要	発行	Wallet	検証
A-1	行政機関としての信頼性がある VC の発行方法の考え方を各行政機関に示す	検証者である民間事業者が公的証明書として信頼可能な VC の要件を整理した文書（ガイドライン等）を策定する。 具体的には複数の複数の発行ポリシーやその運用等について、制度的な位置づけやユースケースにおける適否などの見解をガイドライン等として各省庁に示すとともに、それを自治体他が参照できるようにする。（参考例：ワクチンパスポートにおける ICAO マスターリスト <sup>6</sup> のようなリスト形式 など）	●		
A-2	官→民の Wallet に求める共通の要件の明確化	ある Wallet(運用主体を限定するものでない)に対して、公的証明書 VC を格納可能か判断できるように、公的証明書 VC を格納する Wallet に求める要件（VC の発行・提示プロトコルやセキュリティ対策、鍵の管理方法、相互運用性など）を取りまとめる。※EU ARF <sup>7</sup> のような包括的な		●	

<sup>6</sup> 主に電子パスポートなどの真正性確認に使う「信頼できる公開鍵証明書」の集合を、ICAO が定めた形式でまとめ、署名して配布するリスト。

<sup>7</sup> EU DIW におけるアーキテクチャの説明、実装のガイド及びリファレンス実装の開発サポートを目的として、エコシステムのアーキテクチャ、コンポーネント及び相互作用を定義した文書。エコシステム全体の相互運用性、セキュリティ

		スコープではなく、行政機関が発行する VC を格納する Wallet に求める要件のみを定めることを想定。			
A-3	デジタル庁による行政機関や民間事業者を巻き込んだ実証	国内事例がまだ少なく、特定の行政機関が単独で VC 化の検討・導入推進を進めることは困難。証明書制度の所管省庁や関連システム・サービスを持つ民間事業者を巻き込み、「業務効率化」「信頼性向上」「利便性向上」など、各ステークホルダーの視点に踏みこんだ概念実証や価値実証を行う。	●		●

あわせて、中長期的な取組事項の具体的な内容についても表 2.1-2 のように設定した。

表 2.1-2. 官→民での利活用実現に向け、中長期的に検討する取組事項（案）

No.	中長期的な取組事項（案）	概要	発行	Wallet	検証
B-1	パイロット事業やコンソーシアムによる協創	技術や知識や人材を集約する場を提供することでユースケースや成功事例の協創を行う。（参考例：EU Large Scale Pilot <sup>8</sup> など）	●		●
B-2	リファレンス実装・試験ツール等の提供	A-1、A-2 で整理した要件に準拠したリファレンスや試験ツール等のシステムのひな型やテストを提供し、相互運用性の確保に係る負担を下げる。（参考例：EUDIW のリファレンス実装やコンFORMANCEテスト など）	●	●	●
B-3	共同利用できる VC 発行環境の提供	行政機関が共同利用できる VC 発行システムを提供し、発行者におけるシステムの検討や構築負担を軽減する。（参考例：カード代替電磁的記録を発行する mdoc 発行管理システム <sup>9</sup> など）	●		
B-4	Wallet の要件適合性の評価・開示方法の検討	Wallet の要件適合性評価の要否を検討する。適合性評価が必要な場合は、評価方法に加えて評価結果の第三者への開示方法も含めて検討する。		●	
B-5	VC の各証明書制度上での扱いの整理	VC の各証明書に関する制度上の解釈を示すことで民間事業者による受取を促進する。（例：通常は書面による携帯や提示が求められる証明書等の解釈）			●
B-6	簡易的な VC の	初期的な VC 検証環境として、VC の発行者と真			●

イ、およびプライバシーを確保するための技術基盤を提供する。

<sup>8</sup> EUDIW の仕様を加盟国に展開する前に、幅広いユースケースで試験的に試運転する取り組み。複数の EU 加盟国・官民の組織が参加して、国境をまたぐデジタル公共サービス/共通基盤を実運用に近い規模で検証する。

<sup>9</sup> 国際標準である ISO/IEC18013-5 の標準仕様書に規定されている mdoc Data model を活用して、mdoc ファイルにマイナンバーカードの情報を格納し、発行・管理するシステム。

ビューアーの提供	正性検証、目視による可読等の基本的な機能のみを持つビューアーを行政から提供することで、幅広い企業への導入と検証環境の確保を促す。(参考例：マイナンバーカードの対面確認アプリ <sup>10</sup> 等)			
----------	---	--	--	--

## 2) 「取組事項」に関して議論で得られた主な示唆

1)の事務局の取組事項案に関連して、更に取り組むべき事項や留意事項として以下の示唆があった。

### ア A-1 に関する示唆：前提としての対象となるユースケースや効果などの全体像の明確化

- 「信頼できる VC を発行するためのガイドライン」の前提として、まずは VC・DIW が技術的な信頼性確保の仕組みであり、手続や経済・社会活動の効率化に資するものであるという全体観を明確にしたうえで、どのようなユースケースに活用できるのかを整理することから始める必要がある。

### イ A-1 に関する示唆：求められる検証プロセス等の明確化

- 検証ルールを徹底することも重要であり、検証者が発行者の正当性や発行プロセスを確認しないまま VC を受け入れてしまわないよう、検証者側に対しても正しい検証プロセスを示していくことが重要である。
- したがって、信頼できる VC の要件を整理する段階で、推奨すべき検証プロセスについても併せて整理していく必要がある。

### ウ A-3 に関する示唆：ニーズが高いユースケースでの実証の必要性

- 早期の社会実装につなげるためにニーズの高い用途や多くの人の課題を解決できるユースケースが望ましい。
- 仮の題材である「住民票の写し VC」の例を見ると、現在、本人確認用途はマイナンバーカードやカード代替電磁的記録で充足されているため、本人確認以外でニーズの高いユースケース（例：親子関係の証明等）での利活用促進が期待される。

### エ A-3 に関する示唆：実用化を見据えたスピード感のある実証の必要性

- 実証を行うことは非常に重要であるが、単なる概念実証ではなく早期の実現につながる実証が必要と考えられる。これは、VC の活用が期待されるユースケースは、利用者の利便性やプライバシー及び自治体の負担に影響を及ぼす喫緊の課題もあるためである。
- 個人情報保護法の制度改訂方針<sup>11</sup>によれば、16 歳未満の個人情報活用の同意を得る際には法定代理人の同意も必要となるが、このときこの際チェックボックス用いて法定代理人の同意事実を利用者に自己申告させるような、簡易的な運用で法的に問題がないのか確認を持ってない事業者も一定数いることが想定される。もしこのような事業者が利用者に戸籍や住民票の写し（紙）の提出を要求した場合、利用者・自治体の負担が増大する他、事業者が余剰な個人情報を扱うことからプライバシーリスクが増大することが懸念される。

<sup>10</sup> 店舗・窓口など対面の場面で、事業者や自治体の担当者が、マイナンバーカードの IC チップを読み取り、チップ内に格納された氏名などの利用者の情報を確認するためのアプリ

<sup>11</sup> 参考：第 347 回個人情報保護委員会資料 1-1 個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しの制度改訂方針（案） -個人情報保護委員会-

- ・ 住民票の写しは親子関係を証明できることから、法定代理人の証明が必要な多くのケースに有用である。このため、住民票の写しを VC で発行することで、前述の懸念に対し、紙を提出させないだけでなく選択的開示の機能を使って親子関係等の必要な情報のみを簡易に提示できるようなユースケースとして利用が広まる可能性がある。

#### オ A-2 及び A-3 に関する示唆：実証でのエコシステム形成の観点の慎重な検討の必要性

- ・ 早期の社会実装に向けた取組の必要性は前提としつつも、将来的なエコシステムと必要なアーキテクチャについて十分に考慮せず実装を進めてしまうことで、実現性や投資採算性、競争性が欠如し、健全なエコシステムの形成が難しくならないよう、慎重な検討が求められる。
- ・ 例えば、社会実装の際には、検証者における投資や負担も課題になると考えられる。SDK の提供が一定の負担やコストの解消になることは考えられるが、読み取り機器への投資、タブレットや他の機器との連携コスト等は生じる。そこで、多様な VC やその提示方法に対応できる機能の特定など、トータルコストを抑える方法を並行して検討する必要がある。
- ・ また Wallet については、民間事業者に Wallet の提供を委ねるのであれば、規模の小さい Wallet Provider がビジネスモデルをどのように成立させるのか等、Wallet の競争性確保のための取組を合わせて検討し、拙速な社会実装が大規模な Wallet Provider 以外の参入余地を排除しないように留意すべきである。

### 3) ユースケースの実現に向けた技術的検討事項

官→民におけるユースケースの題材としている「住民票の写し VC」の実現に向けて議論したところ、以下のような技術的な考慮事項も挙げられた。(参照：別紙 4)

#### ア 主要なリスクに対する技術的対策の詳細検討の必要性

- ・ 住民票の写しの VC 化の例における、「改ざんの検知」「第三者による再利用の検知」「プライバシー保護」などのリスク対策を実現する技術的対策の方向性を確認した。例えば、改ざんの有無は、署名検証によって検証可能であり、また、第三者が VC を再利用するリスクについては、VC と提示者の紐づけを検証することで検知可能である。プライバシー保護のための名寄せ防止については、選択的開示によるデータ最小化や、提示先ごとに異なる識別子を用いる Unlinkability の確保などの対策を取ることができる。
- ・ ただし、挙げられた技術的対策のみでリスク対策が実現可能かは更なる詳細検討が必要である。例えば、署名検証で改ざんを検知できても、発行者が本当に自治体であるかは、技術的には別の検証の仕組みが必要となる。また、プライバシー保護に関しては、第三者のなりすまし防止のための紐付けが強固すぎれば逆に個人の情報が辿りやすくなる懸念も生じることも考慮の上、名寄せ対策のみならずプライバシー原則に則ったより広範な検討が必要との指摘もあった。ユースケースにおける要件や制約事項なども踏まえて技術的対策を盛り込んだシステム全体のアーキテクチャを設計した上で、改めてリスク分析を行い、対策が機能するかどうかを検討する必要がある。

#### イ 公証人モデル<sup>12</sup>も視野にいたる発行の技術的手段・信頼の枠組みのあり方の整理の必要性

- ・ 証明書の発行者となる自治体等の多くの組織が、各々個別に VC に係るシステムや署名鍵を準備することは、十分な体制や予算のない組織にとっては負担が大きいことも想定される。

<sup>12</sup> 発行者と異なる機関が自治体等の信頼できる情報源から直接情報提供を受けた上で、発行者の代わりにその機関の署名鍵で署名を行う依拠モデル。

- このため、国等が VC の発行機能を持つシステムを提供する方法も考えられる。その際に、各自治体が発行者となるのではなく、国等の信頼のおける機関が基となる住民基本台帳のデータを参照した上で、派生的に住民票の写しを発行する方法である「公証人モデル」なども視野にいれるなど、証明書の発行者と VC 発行システムとの関係について、技術的手段や信頼性を確保する方法を整理する必要がある。

## ウ 本人確認用途についての留意が必要

- 住民票の写しの例において、現在の紙の住民票の写しは、本人確認に使われている場面がある。しかし、本人確認用途の要件は属性証明用途とは異なるため、住民票の写しの VC 化に際しては、本人確認と属性証明の用途を明確に区別し周知するなどの留意が必要である。

## 2.2. 民→官での利活用実現に向けた取組事項

本節では「民間事業者が VC を発行し、利用者を介して行政機関が受け取るユースケース」において、デジタル庁が今後取り組むべき事項に関する議論結果を示す。議論にあたっては、より具体的な検討をするため、議論題材とする架空のユースケースとして、「就労証明書 VC」が事務局から提示された。具体的には自治体の認可保育所等への入所に際して、所属企業が就労証明書 VC を発行し、利用者が自治体へ提示することで就労事実を証明することを想定した。(参照：4.1 節)

### 1) VC の利活用に向けた取組事項

民間事業者が行政機関に提出する書類等を VC 形式で発行することによって、行政手続において利用者の利便性の向上や行政機関の負担軽減につながる可能性がある。

この際、多様な民間事業者から発行された VC を多くの行政機関が行政手続で受け入れるには、民間事業者における VC の発行方法や、利用者の提示方法に一定の標準・基準が必要である。

「行政機関が受け入れ可能な VC の流通」や、「行政機関における業務の効率化」等の目指す姿を設定し、その実現に向けた短期的及び中長期的な取組事項について、VC の発行・保有・検証それぞれの観点から図 2.2-1 のように事務局案を設定した。

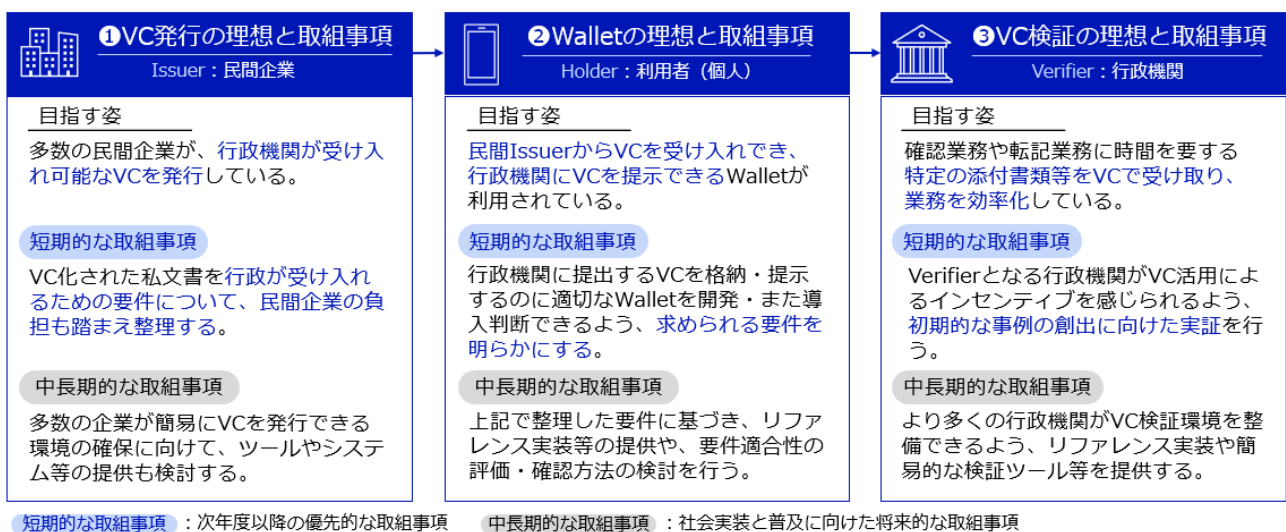


図 2.2-1 民→官における VC 利活用の促進に向けた理想とその実現に向けた取組事項

出典) 第 2 回本体会議 事務局説明資料より

このうち短期的な取組事項の具体的な内容について表 2.2-1 のように設定した。

表 2.2-1. 民→官での利活用実現に向けた短期的な取組事項（案）

No.	短期的な取組事項（案）	概要	発行	Wallet	検証
C-1	行政が受入可能な VC の要件の明確化	行政機関が行政手続において VC の提示を受け入れる際に、データフォーマットやスキーマ、署名方式、識別子、委託関係がある際の信頼基準等の要件をどう定義すべきか、民間事業者の負担も踏まえ、技術的観点及び信頼の観点それぞれから整理する。（参考例：EU の QTSP <sup>13</sup> によるリモート署名や EAA 等）	●		
C-2	民→官の Wallet に求める共通の要件の明確化	行政機関が VC を受け入れるにあたりどのような Wallet が適しているかを判断する指針が現状は不明瞭。このため、公的機関が受け取る VC を格納する Wallet に求める要件（VC の発行・提示プロトコルやセキュリティ対策、鍵の管理方法、相互運用性等）を取りまとめる。※EU ARF のような包括的なスコープではなく、行政機関が受け取る VC を格納する Wallet に求める要件のみを定めることを想定。		●	
C-3.	デジタル庁による行政機関を巻き込んだ実証	国内の事例がまだ少なく、行政手続の電子化を検討する行政機関が単独で VC 受入の検討を進めるのは難しいため、デジタル庁と連携しながら「どの程度行政機関の業務を効率化できるか」「民間証明書の信頼性が高まるか」「既存の業務システムで受入可能か」など、検証者のインセンティブに踏みこんだ実証を行う。			●

あわせて、中長期的な検討事項の具体的な内容についても表 2.2-2 のように設定した。

表 2.2-2. 民→官での利活用実現に向け、中長期的に検討する取組事項（案）

No.	中長期的な取組事項（案）	概要	発行	Wallet	検証
D-1	リファレンス実装・試験ツール等の提供	C-1、C-2 で整理した要件に準拠したリファレンス実装・試験ツール等のシステムのひな型やテストを提供し、相互運用性の確保に係る負担を下げる。（参考例：EUDIW のリファレンス実装	●	●	●

<sup>13</sup> EU 各国の監督当局から認定され、電子署名用の証明書発行やタイムスタンプ等のサービスを、EU の共通ルールに沿って提供できる事業者。

		やパフォーマンステスト等)			
D-2	行政が受け取る文書の検証の必要性の有無の検討	民間事業者が発行し、行政に提出される特定の添付書類等に関し、紙や署名のない PDF で提出されている現状と比較した行政手続上の検証メリットを訴求するとともに、検証可能な文書の発行を民間事業者に促す。(例えば、私文書の記載内容の真正性確認や発行元企業の実在確認等のコストの削減等)	●		
D-3.	VC の発行ツールやアプリの配布	民間事業者における VC の発行に対する負担や心理的障壁を下げるために企業が手元でそのまま簡易に VC を発行できるツール <sup>14</sup> を配布する。	●		
D-4	共同利用できる VC 発行環境の提供	民間事業者が共同利用できる VC の発行機能を持つシステム <sup>15</sup> の提供について、民間の活動を抑制しないあり方や責任負担などを考慮の上で検討する。	●		
D-5	Wallet の要件適合性の評価・確認方法の検討	Wallet の要件適合性評価の要否を検討する。適合性評価が必要な場合は、評価方法に加えて評価結果の第三者への開示方法も含めて検討する。		●	
D-6	簡易的な VC のビューアーの提供	多数の行政機関への導入と検証環境の確保を促しつつ、また民間における付加価値が高いサービスを阻害しないように、初期的な VC 検証環境として、VC の発行者と真正性検証、人間可読等の基本的な機能のみを持つビューアーを行政から提供する。			●

## 2) 「取組事項」に関して議論で得られた主な示唆

事務局の取組事項案に関連して、更に取り組みべき事項や留意事項として以下の示唆があった。

### ア C-1 に関する示唆：発行者の信頼性と発行プロセスの第三者検証可能性の重要性

- VC を使った行政手続の信頼性の確保や普及促進にあたって、発行者の真正性を第三者が検証できることが重要であり、民間事業者が発行者となる場合には特に必要になると考えられる。
- そこで、VC が、ユースケースの要求を満たす保証レベルのプロセスに則って、信頼できる発行者が発行していること等を辿れる方法について、第三者の検証可能性を含めたあり方を、委託関係がある場合に限らず検討する必要がある。

### イ C-1・D-2 に関する示唆：行政機関側の標準的な業務に沿った標準的な機能要件・技術仕様・様式等の整理の必要性

- 行政機関が受け入れる VC の要件を整理する上で、信頼性の観点だけでなく、行政機関側の行政

<sup>14</sup> カナダのブリティッシュコロンビア州政府では、PoC で作成した Issuer Kit が公開され一般配布されている。

参考：[DIACC\\_BC Government's Verifiable Credential Issuer Kit\\_Proof of Concept Report](#)

<sup>15</sup> 政府が唯一の共通プラットフォームを提供することは前提としていない。詳細は別紙 4 を参照のこと。

手続等の業務要件に対応できる技術仕様であることも必要である。

- ・ また、多様な民間事業者が行政機関向けに VC を発行する際に、同じ手続でも個々の発行者や検証者が独自に発行方法や提示方法及び様式を定めると、これらの差異に起因して VC が受け入れられない事態が生じるなどのトラブル発生が予想され、民間発行者側の負担が増大することも懸念される。
- ・ このため、国が信頼できる VC の標準要件の整理にすることに加え、特に自治事務として受け入れる場合についての要件整理を行う必要がある。

#### **ウ C-1 に関する示唆： VC 形式は情報の正確性は保証しない旨の周知徹底の必要性**

- ・ VC の署名検証は技術的に改ざん有無の検証は可能であるが、そもそも記載された情報の真偽を証明することはできない。
- ・ このため、民間事業者が発行者となる VC を行政機関が受け取る場合、署名検証ができたことをもって VC の記載事項も正しいものと誤解しないようにしなければならない。例えば、改ざん等の検証は技術的に可能だが、情報の真偽については受入機関にて精査が必要である旨を VC の提示を受ける行政機関に周知徹底する必要がある。

#### **エ C-3 に関する示唆： 利用者の共感を得られるユースケースでの実証の有効性**

- ・ 実証では、簡単に実現可能なユースケースよりも、利用者の課題を解決でき、共感を得られるユースケースを選定し、実運用に向けて利用者の認知が得やすいこと、そして説明がしやすいことが最も重要となる。
- ・ 例えば、議論用の題材として挙げた就労証明書は利用者である民間事業者の従業員にとっては、保育所の入所申請にあたり子育てを行う中で時間や場所の制約が厳しいことが想定され、自宅から証明書の受取や提出が行えることへの共感を得られやすい事例であると考えられる。

#### **オ C-3 に関する示唆： データ項目や業務の標準化が進んだユースケースでの実証の有効性**

- ・ 実証では情報連携を行うための土台として、業務やデータ項目レベルの標準化が進んでいるユースケースを考えることも必要であると考えられる。これは、早期実現にあたり、現場業務レベルでの変更を伴う場合には業務変更のコストや現場の心理的負担が大きくなりやすいためである。

### **3) ユースケースの実現に向けた技術的検討事項**

民→官におけるユースケースの題材としている「就労証明書 VC」の実現に向けて議論したところ、以下のような技術的な考慮事項も挙げられた。(参照：別紙 4)

#### **ア 民間事業者の VC 発行のあり方に関する慎重な検討の必要性**

- ・ 中小企業等も発行者となるユースケースでは、自前で署名用の鍵を運用することが難しい場合が想定され、発行にあたってのそうした負担を軽減するためのサポートが必要と考えられる。
- ・ ただし、VC の発行システムの在り方は企業のニーズやデータ管理、民間事業者の署名鍵の保有形態などの観点も含め、慎重な検討が求められる。
- ・ 例えば、議論の中で事務局から例示された「VC 発行機能を民間事業者に提供するプラットフォーム<sup>16</sup>」というあり方は、就労先企業が人事労務システム等で管理している従業員の就労データの連携方法等について、利便性や業務負荷、利用者のプライバシー、VC を用いる必要性、署名

<sup>16</sup> 様々な民間事業者が就労証明書 VC を発行できるように国が整備することを想定した架空の共通システム。あくまで議論の題材であり、今後具体的な検討を進めるものではない。

代行時の透明性等、様々な懸念が多く挙げられた。

- ・ また仮に、VCの発行機能を提供するシステムを利用してVCを発行する場合でも、「誰の委任に基づいて、誰がVCを発行し、誰が署名を行い、それをどのように検証者から確認可能とすることが適当か」など、信頼性の確保のあり方を、様々なステークホルダーの視点で検討する必要がある。

#### イ VCと申請者の紐づけ方法に関する検討の必要性

- ・ VCを申請者のWallet経由で検証者に提示する場合、検証者である自治体は申請者の本人確認を行うことが必要な場合があると想定される。
- ・ 仮にVCの被証明者と申請者の紐づけが必要である場合、そのあり方について、検証者側のニーズやプライバシーリスクを考慮した上、慎重に検討する必要がある。

### 2.3. 官→民、民→官に限らない共通的な取組事項

この節では、ユースケース（官→民、民→官）に関わらず、共通的に広く取り組むべき事項や、継続的に検討すべき論点について得られた示唆について記載する。

#### 1) VC・DIWの利活用におけるリスクへの対策に関する取組事項

証明書のステークホルダー（発行者や、Wallet Provider、検証者）は多岐にわたるところ、基本的にはステークホルダーの負担を増やす制度等を設けることなく、安価・簡便・迅速にエコシステムが機能することが望ましい。ただし、各ステークホルダーが安心して利用し、効率的に活用できる環境を整備する観点からは、各組織におけるリスク対策レベルを一定に揃えるなど適切な措置を講じる必要がある。さらに、技術的専門性を有さないステークホルダーがVC・DIWを用いた証明書の電子化・高度化に踏み切るためには、一定のリスク対策が講じられていると判断できる基準や仕組みも必要になり得る。

こうした課題を踏まえ、VC・DIWの利活用において想定されるリスクと脅威は何か、そのリスクに対してどのような対策が適当であるか、並びにその対策の実施を行政としてどのように促していくべきかについて、議論を行った。事務局からはリスクの概要（4.2節を参照）とともに、まずはリスクに係る対策基準のガイドラインを策定することで適切な技術面・運用面の対策を促すことが基本的な方向性として提示された。

その結果、以下の委員意見にあるとおり基本的な方向性については妥当であると整理した。一方で、ガイドラインの適用対象であるユースケースの業務要件及び技術的前提条件の明確化など、具体的な基準の検討に先立ち整理すべき事項が多岐にわたることが確認されたことから、具体的な基準の検討やガイドラインの骨子の策定については次年度以降に行なうべき事項であると整理した。

#### ア リスク対策基準の検討の前提条件整理の必要性

- ・ リスクに係る対策基準のガイドライン策定は方向性として妥当である一方、具体的な基準の検討にあたっては、様々な前提条件を整理する必要があるとの意見が示された。
- ・ 一般的に、リスク対策はリスクの発生確率や顕在化時の影響が明確になって初めて検討し得るものである。しかし現時点では、想定すべきユースケースの業務要件・技術的な制約事項・その他前提条件（例えば、証明書に含まれる情報は何か、証明したい情報は何か、有効期限の想定等）が十分に整理されておらず、議論を深めることが難しい状況にある。
- ・ また、複数のユースケースに共通するリスク対策から先に検討すると、必然的に抽象度の高い議論にとどまることとなる。

- ・ 加えて、技術的な検討において用語の定義が不十分なままでは、リスクに関する議論においても認識の齟齬が生じるおそれがあることから、まず用語の定義を明確化することから始める必要があるとの意見も示された。

## イ リスク対策基準の検討の進め方

- ・ リスク対策基準の検討アプローチとしては、「複数の個別ユースケースに対して、それぞれ個別にリスク評価や対策を行った上で、共通項を抽出する」アプローチや、「複数のユースケースをあらかじめいくつかの類型に類型化した上で、リスクと対策を検討する」アプローチが考えられる。
- ・ ただし、時間的制約等からいずれのアプローチも難しい場合は、初期的な個別ユースケースの実証・実装を行う中で検討すべき事項を洗い出し、業務要件や制約事項などの前提条件、及びアーキテクチャなどの技術的な設計を明確にしながら、段階的に進めていく必要があると想定される。
- ・ また、リスクの高いユースケースのみに焦点を当てるのではなく、リスクの低いユースケースから社会実装を進める道もあることから、制約を強める方向だけでなく、幅広い視点で議論にすることが重要であるとの意見も示された。具体的には、例えば VC と提示者の紐づけ（Holder Binding<sup>17</sup>）において、必ずしもバインドの強度が強くなるとも機能するユースケースも存在することから、そのようなケースを整理・分類するところから始めることも有効と考えられる。

## ウ 技術基準以外にガイドラインに利用者保護と社会実装促進の観点を含める必要性

- ・ ガイドラインの検討にあたっては、技術的な対策基準の検討にとどまらず、利用者保護及び社会実装の促進という観点からも幅広く検討すべきとの意見が示された。
- ・ 社会実装の促進の観点からは、VC を受け入れる側の体制等についてもガイドラインに含めることを検討する必要がある（2. 2 取組事項 C - 1 にも通じる）。
- ・ また、議論の対象が、オンライン提示のみならず対面提示も含む場合には、対面提示時における検証機器の在り方についても重要な観点として検討に含めるべきという意見が示された。
- ・ 利用者保護の観点からは、検証者から利用者に対する情報要求時の UI 等の在り方についてもガイドラインに盛り込むべきとの意見が示された。例えば、利用者による選択的開示が技術的に可能であっても、検証者が情報提示の必要性や理由を十分利用者に示さなければ、選択の判断ができず、選択的開示機能が実質的に意味をなさないためである。
- ・ さらに、ガイドラインが示す対策手段を「最低限実施すべき対策手段」と「各機関の判断で追加的に実施すべき対策手段」に分けるという事務局案については、最低ラインを設定することでわかりやすくなる反面、あらゆる場面で使いにくくなる可能性もあるとの意見も示された。

## エ ガイドラインの実効性確保要件の充足確認の仕組みの必要性

- ・ VC・DIW の利活用に必要な環境の実装主体が国、自治体、民間事業者と多岐にわたることを踏まえ、各ステークホルダーがガイドラインをどのように活用するのか、またそのガイドラインで示された要件・基準の充足をどの程度必須とできるのかなど、実装主体の視点に立った実効性の確保が必要である。

<sup>17</sup> VC が証明する主体と VC を Issuer が紐づけること。属性情報によって紐づける方法、Holder の生体情報（顔写真等）によって紐づける方法、Holder の秘密鍵に対応する公開鍵によって紐づける方法が存在する。

- ・ またガイドラインを策定した場合、発行者や検証者がガイドラインの要件を充足していることを利用者が確認できる状態を実現することが必要であるとの意見も示された。
- ・ 加えて、将来的に AI エージェント等が VC を処理する世界を見据えると、人が目視で定性的に確認できるにとどまらず、機械的にも充足状況を判別し得る仕組みが整備されなければ、リスク対策状況の確認が実質的に困難になるおそれがある。このため、こうした将来的な変化も視野に入れつつ、ガイドラインの内容及びその運用の在り方について検討することが求められる。

## オ 将来的なルール整備の要否判断の必要性

- ・ 前述のとおり、リスクに係る対策基準のガイドライン策定は方向性として妥当であると考えられる。一方で、「企業規模の大きい民間 Wallet Provider による寡占の可能性」や「VC・DIW における名寄せ等のプライバシーリスクに対して、個人情報保護法に基づく対応だけでは不十分ではないか」、「普及を推進する中で幅広い実装を目指す際には、カルテル等の独占禁止法や優越的地位の濫用の関係整理等が必要ではないか」等といった懸念が委員から示された。
- ・ これに対し「民間事業者を含むエコシステムの健全な発展と、ユーザーが安心できる利用環境の確保のためには、ガイドラインの整備だけでなく、将来的に法令・制度等の追加的なルール整備の要否についても検討することが必要である」との意見が委員より示された。
- ・ 基本的には、これらの追加的なルール整備は官民双方の負担になるため必要最小限に留めるべきであり、現時点でその必要性が生じているとは言えない。しかしながら、将来的にこれらの懸念が顕在化した場合には何らかの対応が必要になると考えられる。
- ・ したがって、ガイドラインの検討や初期ユースケースの実現を進める中で、民間事業者を含めて一定の基準の充足を必須とする必要がある場合には、法令上の措置も含め、追加的なルール整備の要否を改めて検討すべきである。

## 2) ユースケースの実現に向けた検討事項の明確化に関する取組事項

VC・DIW の利活用促進のためには早期実現が重要である一方、必要な検討事項に漏れが生じた場合には、相互運用性や互換性の欠如等を招くおそれがある。このため委員から「ユースケースの実現にあたり検討すべき事項を明確にするべき」との意見が示された。このことを踏まえ、事務局において委員の助力を受け、証明書の発行者や検証者等の各ステークホルダーが検討すべき事項を以下の 4 つの枠組みで洗い出し、「行政機関における VC・DIW の利活用にあたる検討事項リスト（以下「検討事項リスト」という。）」として整理した。

- ・ A. ユースケースに関する検討事項
- ・ B. アーキテクチャに関する検討事項
- ・ C. VC のライフサイクルにおける技術的対策
- ・ D. エコシステムとガバナンスのあり方

検討事項リストは最終的には当会議の枠内にとどまらず、各ステークホルダーが VC・DIW の導入判断時や後続工程で活用できるドキュメントへ発展することが理想的である。しかし今年度の段階では、事務局と各委員の間での議論を円滑化するための土台を整理した状態に留まり、十分な精査が完了したもので、確定したものでもない。このため各ステークホルダーに示すべき情報は今後継続して検討を行う予定としている。現時点の検討事項リストの整理状況は別紙 3 を参照されたい。

## 3) 普及・利活用に向けたその他の取組事項

VC・DIW の普及・利活用を実現するためには、個別の技術的・運用的な課題への対応にとどまらず、実際に社会に受け入れられ、継続的に利用されるエコシステムを形成することが不可欠である。そのためには、実際の運用で想定されるユースケースの拡充等、幅広い観点からの取組を進めることが求

められる。下記に今年度の検討枠組では対象外とした点含め、重要と考えられる論点を示す。

#### **ア 本議論のスコープ外の重要ユースケースに関する検討の必要性**

- ・ 当会議では基本的な考え方を整理する目的から、単一の証明書を官→民・民→官でやりとりする個人のユースケースに限定した議論を行った。しかしながら、検討に際しては、今回スコープ外としたユースケースにも追加的に考慮すべきものがあるとの示唆があった。
- ・ まず個人のユースケースにおいては、実際の活用を想定するとより発展的なユースケースの検討が必要である。具体的には、複数の VC を扱うユースケースや代理人が介在するユースケースである。委員からは「単一の証明書のやり取りであれば、フェデレーションによるデータ連携で大半は充足するため、VC の利活用の促進においては、複数の VC をまとめて提示するユースケースの検討を進めるべきである」、「代理人による手続についても、証明書によっては強いニーズがある」との意見が挙げられた。
- ・ また、表 1.2-4 で白塗りとしたユースケースのうち、利用者が法人となる行政ユースケースの検討も必要である。この点について、委員より「EU では法人の DIW によって属性証明を行っており、その取組が参考になる」との意見が示された。
- ・ これらのユースケース検討は中長期的な取組となる可能性が高いものの、行政手続のデジタル完結を目指す上には、追加で検討が必要な取組と考えられる。

#### **イ Wallet の利用環境やユースケースを踏まえた Wallet の使い分けに関する検討の必要性**

- ・ Wallet の在り方については、将来的な普及を見据えて多角的な検討が必要との意見が示された。
- ・ まず提供者の観点では、今後様々な VC が普及することを見据えると、特定の事業者に依存しない形で Wallet を提供できる環境を整備しておく必要があるとの意見が示された。多様な Wallet の使い分けについては、例えば、公的な VC を格納する Wallet 及びこれに付随する機能には統一かつ高いレベルのセキュリティ基準を設け、民間が発行した VC を民間にのみで提示するユースケースについては、民間で自由に提供される Wallet に任せるアプローチも考え得る。
- ・ 次に、技術的な観点からは、暗号アルゴリズムの俊敏な切り替え、いわゆるクリプトアジリティへの対応についても検討が必要である。この点について、「Web Wallet であればサーバー側での置き換えにより対応が可能であることから、ローカルで保存された鍵を置き換える場合と比較して、より簡易的に対応し得る」との意見が示された。
- ・ さらに利用者の環境の観点からは、スマートフォンを利用できない者への対応について、救済措置の範囲や方法をいかに設定するかという課題がある。この点については、対応コストも十分に勘案しつつ、段階的かつ慎重に検討を進める必要があるとの意見が示された。

#### **ウ 権限移譲を見据えた信頼のあり方に関する整理の必要性**

- ・ 本議論を通じて、様々なステークホルダーを想定した信頼のあり方について、当会議では議論のスコープ外としたユースケースも含め、あるべき姿から改めて検討する必要があるとの意見が示された。
- ・ 例えば、VC を使うニーズがあったとしても、発行者のインセンティブが十分でないために VC 化が実現しない場合も想定される。このような課題に対しては、信頼のおける正当な第三者が透明性をもって VC を発行することが、普及を見据える上では有効となる可能性がある。このような場合に、信頼に足る VC の判断基準や規律の要否等についても検討する必要がある。
- ・ 加えて、AI エージェントや代理人による手続、法人の属性証明などについては権限委譲に基づいて手続を行うことが考えられることから、この際に求められる信頼のあり方について、あるべき姿から整理をした上で、利活用を阻害しない形でのガバナンスを検討する必要がある。

## エ 国際相互運用を見据えた信頼のあり方に関する整理の必要性

- ・ さらに、信頼のあり方についてはクロスボーダーの観点も重要である。
- ・ 具体的には、留学や海外赴任などでの在外邦人が海外の行政機関との証明書のやり取りをする場合や、日本に在住する外国人が自国の証明書で日本の行政機関とやり取りする場合等が考えられる。こうしたユースケースにおいては、信頼を確保する枠組みに係る相互運用性が確保されない場合、行政機関の作成した文書あっても、真正なものとみなされないおそれがある。また、Wallet が相手国の信頼の基準に満たない場合に手続が停滞する懸念もある。
- ・ したがって、「対象とする国・地域」及び「相互運用性を担保するユースケース」を明確にした上で、相互信頼も含めた信頼のあり方について検討することが必要となる。
- ・ 信頼のあり方の検討にあたって、委員からは「EU では官発行の VC であっても無条件に信頼するわけではなく、それぞれ第三者機関が監査等を行い発行者の正当性を対外的に示すことができる仕組みが整っている」との事例も得られた。

## オ 解決したい課題を明確化した上で、ビジョンを打ち出し、メッセージをだすことが必要

- ・ デジタル庁では、複数の既存の関連政策（カード代替電磁的記録やデジタル認証アプリ等）を実施しており、国民や民間事業者等にとってその全体像を把握しにくくならないようにすることが求められる。政策の全体像が把握しにくければ、一部の民間事業者が、公的証明書等から得た情報を二次利用し、必ずしも信頼性が担保されない情報を用いた民間サービスを出してしまう懸念もある。このため、消費者や民間事業者等に無用な混乱を生じさせないように、デジタル庁としての政策の方向性及び各施策の位置付けを明確に発信していくことも必要である。
- ・ 本取組においても、現状の行政手続における目視確認や、アナログ媒体とデジタル媒体で手続が断絶している現状、これに起因する不利益や機会損失等、解決すべき課題を明確化した上で、その現状をいかに変革するかという大方針をまず打ち出す必要がある。
- ・ こうした課題解決にあたっては、既存手法（署名付き PDF 等）を用いて証明書を電子化することも選択肢の一つとして考えられ、ニーズに応じた使い分けが必要である。しかし、VC・DIW を活用した利用者を介した情報連携にも取り組むことが有効であると当会議にて示された。
- ・ そのため、機械可読性や選択的開示等をはじめとした VC・DIW の特長がどのような場合に役立つのかについて広く理解されるよう、議論や発信を進めていくことも重要である。

## 3. 次年度に向けての期待

当会議における議論を通じ、様々な取組内容、論点が提起されたことを踏まえ、次年度以降に行政、特にデジタル庁において取り組むことを期待する具体的な内容を本章で述べる。

2.1 節で示した官→民、2.2 節で示した民→官の短期的な取組事項として、「VC 発行/Wallet の要件の明確化」が共通で示された。これに加え、2.3 節 1) の VC・DIW の利活用におけるリスク対策についても、要件を早期に明確化すべきであると言える。

また、ユースケースについて、証明書の内容や想定する利用環境などを詳細化していくことが様々な取組・検討において重要との意見も示された。この観点からも、2.1 節、2.2 節の短期的取組として共通で挙げた「ステークホルダーを巻き込んだ実証」が非常に重要である。

加えて、2.3 節 3) に挙げたその他の取組事項については、今年度は議論の中で取り上げられなかったものも多く残されている。

したがって、次年度にデジタル庁が実施する取組として、表 2.4-1 に示す事項が候補として考えられる。これらの取組を通じて、次年度以降さらに具体性を高め、早期の社会実装ユースケースの創出・拡

大に繋げていくことを期待する。

これらにより、VC・DIWの利活用等を通じて、行政手続等のデジタル完結や自動化等に必要な、デジタルにおける「身元、資格、属性等」の証明が早期に実現することを期待する。

表 2.4-1 次年度のデジタル庁の取組事項（案）

No.	次年度の取組事項（案）	概要
E-1	行政ユースケースにおけるVCの発行や検証、Wallet等、それぞれのシステムに求める要件の明確化	行政ユースケース（官→民、民→官）においてVCを扱う上で求められる機能要件や運用要件を検討する。この検討においては、VCの発行から検証に至る過程における信頼を担保するための仕組みの在り方や、安全性や互換性等の観点から各ステークホルダーに想定されるリスク対策も盛り込む。 最終的には、E-2の検討状況も踏まえつつ要件の精緻化を図り、各行政機関や行政ユースケースに関わる民間事業者が広く参照できるよう、ガイドライン等への文書化を推進する。
E-2	デジタル庁によるステークホルダーを巻き込んだ実証及び実現に向けた調査	デジタル庁が証明書の制度所管省庁や自治体、民間事業者、Wallet Providerなどを巻き込む形で連携しながら、概念実証及び価値実証を行う。 実証により技術的な実現性だけでなく、現場を考慮した運用方法や、各ステークホルダーから見たメリットや利便性、エコシステムの継続性、コストも含めて検証を行うことで早期の社会実装事例創出につなげる。
E-3	その他の論点	2.3節3)のその他取組については当会議では議論しきれなかった点も多く、ウ「権限移譲を見据えた信頼のあり方に関する整理の必要性」エ「国際相互運用を見据えた信頼のあり方に関する整理の必要性」、オ「解決したい課題を明確化した上で、ビジョンを打ち出し、メッセージをだすこと」は特に重要な論点であるため、この検討を行う。

## 4. （参考）議論の前提とした情報

### 4.1. 議論の参考に提示されたユースケース仮説

当会議では、ユースケース設定による具体イメージの共有が必要との委員指摘を受け、会議の途中より議論の参考題材として、官→民の例には「住民票の写しVC」、民→官の例には「就労証明書VC」のユースケースを提示している。ただし、仕様・実装等は架空のものであり、実際のユースケースの仕様・実装等を決定するものではない。

#### ア 住民票の写しVC

- ・ **用途**：自治体から発行された住民票の写しVCを、利用者が民間事業者に対して世帯情報等を証明するために提示する用途を想定するものであり、本人確認用途での利用は想定しない。具体的に

は、勤務先の扶養手当等の申請や社会保険関連手続、住宅ローンの申し込み等の場面で提示されることを想定する。(利用イメージは図 4.1-1 を参照のこと。)

- ・ **発行方法**：オンライン発行のみとし、発行の請求者は利用者のみとする。なお、紙の住民票の写しは第三者請求が可能だが、今回の議論では考慮外とする。記載事項は世帯全体のものを対象とし、個人番号については紙の住民票と同じく発行時に記載有無を選択可能とする。なお、「住民票記載事項証明書」については考慮外とする。
- ・ **提示方法**：オンライン・対面（窓口での機械読取等）のいずれでも提示可能とし、多用途の性質上、選択的開示を利用できることを前提とする。また、紙の住民票の写しとは異なり、提示後も消失することなく再提示が可能であり、同一の VC を複数の検証者に対して提示できるものとする。

## イ 就労証明書 VC

- ・ **用途**：所属先の民間事業者が発行し、自治体の認可保育所等への入所に際して自治体へ提示し、申請者が就労していることを証明する。なお、申請者から保育園には直接提示せず、自治体に提示された後、必要な範囲で情報提供がなされるものの、VC そのものは共有されないものとする。また、入所時のみならず、年 1 回の現況届においても利用可能とする。(利用イメージは図 4.1-2 を参照のこと。)
- ・ **発行方法**：所属企業の発行システムから担当者の手入力又は所属企業の人事労務システムとの連携により就労証明書 VC を発行する。VC のフォーマット (mdoc, SD-JWT VC 等) やデータ項目 (業種, 利用者の氏名等) については、国が定める標準的な様式に従う。発行された就労証明書 VC は利用者のスマートフォンに格納される。  
 ※なお、第 2 回技術 WG においては、企業が VC の発行を 1 つのシステムで行うことができる「VC 発行プラットフォーム」を議論の想定としたが、委員より VC における想定として再考の余地がある旨の指摘があり、第 2 回本体会議においては、同システムを利用しない想定とした。
- ・ **提示方法**：オンライン／対面（窓口での機械読取等）のいずれでも提示可能とするが、保育所入所の目的にのみ用いるため、選択的開示は利用しないことを前提とする。

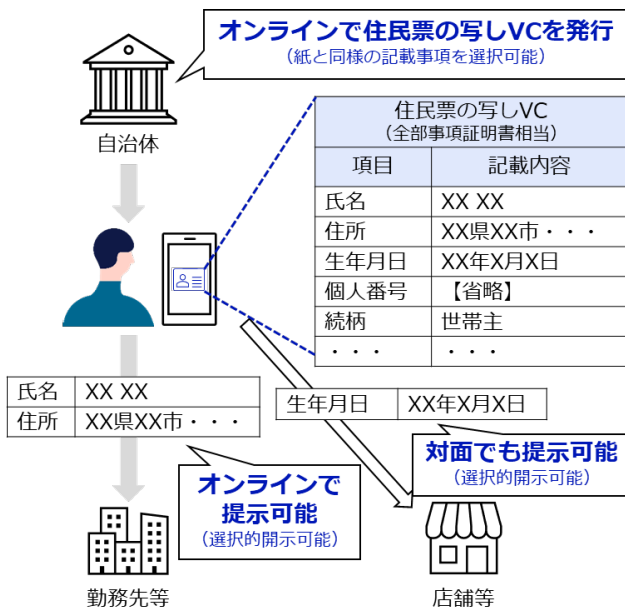


図 4.1-1 住民票の写し VC の利用イメージ

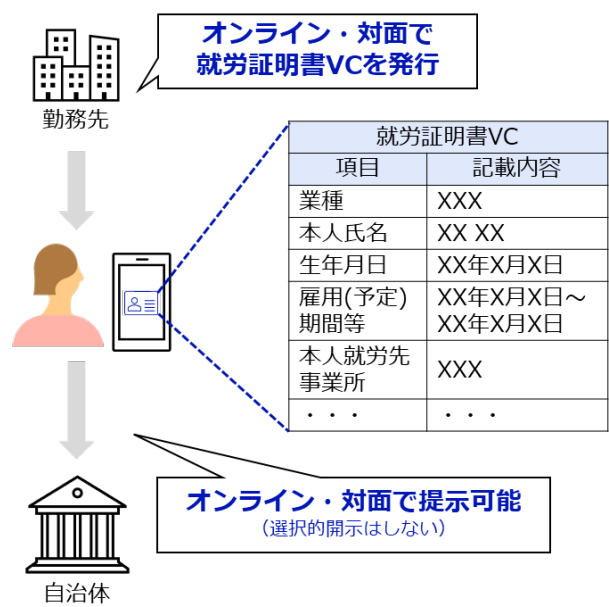


図 4.1-2 就労証明書 VC の利用イメージ

## 4.2. 議論の前提として提示された VC・DIW の利活用におけるリスク

本体会議第1回にて、当会議の議論用に事務局から示した VC・DIW の利活用におけるリスクの類型は以下のとおり。ただしこれらは議論の前提情報であり、このリスク整理の妥当性について、当会議にて十分な議論を尽くしたのではなく、現時点では整理の途上であることに留意されたい。また、議論にあたり必ずしも網羅的に示している訳ではなく、例えば「VC・DIW でなくとも発生し得る一般的なリスク」や、「対策の検討にあたって大きな論点が想定されないリスク」などは含まれていない。

### ア 正規 VC の盗用や再利用による詐称・なりすまし

- ・ VC は、発行から提示までの多くの場面で不正に窃取・複製・目的外利用される可能性がある。本来の持ち主ではない第三者が VC を盗用・再利用することで、詐称やなりすましに悪用されるリスクがある。

### イ 偽造 VC や派生 VC の受け入れ被害

- ・ VC 発行以降の改ざんはデジタル署名の検証等で検知可能だが、偽の発行者が悪意をもって発行した偽造 VC や、派生である事実が不明瞭かつ誤認を招き得る形で発行された派生 VC<sup>18</sup>は、発行時の論点でありデジタル署名だけでは検知ができないため、詐称やなりすましへの悪用リスクを考慮する必要がある。

### ウ VC に起因するプライバシー等の侵害

- ・ VC は名寄せに利用されやすい情報（発行者の署名値等）を含むため、複数の検証者が意図的に VC を共有し名寄せを行うことで、利用者がプライバシーや差別されない権利等の権利利益を侵害されるリスクが想定される。検証者へ提示した VC の取扱いについて、一般的に個人情報等は個人情報保護法による規律の対象となると考えられるが、特に多数の検証者に提示され得る VC については、不正な名寄せに対する予防的対策やリスク軽減策も必要と考えられる。

### エ VC の可用性や利便性の低下

- ・ 発行された VC は Wallet に紐づけられて管理されるため、VC が十分な互換性を有していない場合、Wallet Provider の撤退（サービス終了）によって VC が利用できなくなるリスクが想定される。また、発行者の再発行の仕組みによっては端末交換や機種変更時に一時的に VC を利用できなくなるリスクが想定されるほか、発行者が撤退した場合には再発行ができなくなり発行済の VC を喪失するリスクもある。

以上

## 別紙一覧

- ・ 別紙1 本体会議委員一覧
- ・ 別紙2 技術ワーキンググループ委員一覧
- ・ 別紙3 行政機関における VC・DIW の活用にあたる検討事項リスト（案）
- ・ 別紙4 令和7年度 属性証明の課題整理に関する有識者会議 技術ワーキンググループ 議論の概要

<sup>18</sup> 今年度の当会議においては、原本を基に発行された別の証明書、特に原本の発行者と異なる者が発行した証明書である「派生証明書」のうち VC として発行されたものを指す。なお、ここで派生 VC であること自体に課題があるという意味ではなく、課題がある使い方の詳細については今後の議論とする。